

東京医科歯科大学科目等履修生規則

〔平成16年4月1日〕
規則第183号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京医科歯科大学学則（平成16年規程第3号。以下「学則」という。）第55条第3項及び東京医科歯科大学大学院学則（平成16年規程第4号。以下「大学院学則」という。）第55条の規定に基づき科目等履修生について定める。

(入学資格)

第2条 科目等履修生の入学資格は、当該授業科目を履修するに十分な学力があると認められる者とする。

(履修科目)

第3条 科目等履修生として履修することのできる授業科目は、当該年度に開講し終了する授業科目とし、授業科目を担当する部局（以下「科目担当部局」という。）が行う授業に支障のないものの中から、科目担当部局が定める。

(入学志願手続き)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、科目担当部局が指定する期間内に、所定の書類により、科目担当部局の長に願い出るとともに、第10条に定める検定料を納付しなければならない。

(入学志願者の選考)

第5条 入学志願者の選考は、科目担当部局の教授会又は研究科委員会において行う。

(入学手続き及び入学の許可)

第6条 前条の選考結果に基づき、合格の通知を受けた者は、科目担当部局の指定する期日までに、所定の書類を科目担当部局の長に提出するとともに、第10条に定める入学料を納付しなければならない。

2 科目担当部局の長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(履修期間)

第7条 履修期間は、履修を許可された授業科目の当該年度の開講期間とする。

(履修期間の延長)

第8条 前条の履修期間の属する年度内又は科目等履修生として履修する年度の翌年度に引き続き履修を希望する者は、科目担当部局が指定する期間内に、所定の書類により、科目担当部局の長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 科目担当部局の長は、前項の願い出があったときは、教授会又は研究科委員会の議を経て、履修期間の延長として履修を許可することがある。

3 履修期間の延長については、検定料及び入学料を徴収しない。

(授業料の納付)

第9条 第6条第2項又は前条第2項により入学又は履修期間の延長の許可を受けた者は、所定の期日までに、第10条に規定する授業料を許可された授業科目全てについて納付しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第10条 検定料、入学料及び授業料の額は、東京医科歯科大学における授業料、入学料及び検定料等に関する規則（平成16年規則第66号）の定めるところによる。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。

(証明書の交付)

第11条 科目等履修生として単位を修得した授業科目については、本人の請求により、単位修得の証明書を交付する。

(学則等の準用)

第12条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生については、学則及び大学院学則の規定を準用する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生の受入れに関し必要な事項は、科目担当部局において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。